軽自動車税の手続きは、お早めに

■廃車・名義変更など

- ・軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。
 - (3月31日までに廃車などの手続きが済んでいないと翌年度課税されます。)
- ・3月は窓口が混み合います。廃車・名義変更をする方は、下記の機関で早めに手続きをしてください。

車両の種類	手続機関	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	市役所 税務課 税政係 ☎᠑1111(内線141·142)	
軽自動車(軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎050-3816-1775	



■障がいのある方の軽自動車税の減免について

次のいずれかに該当する軽自動車などが対象となります。

- ●18歳以上の身体障がい者本人が所有し、障がい者本人または同一生計の方が運転するもの
- ●18歳未満の身体障がい者本人または同一生計の方が所有し、同一生計の方が運転するもの
- ●精神障がい者・知的障がい者本人または同一生計の方が所有し、障がい者本人または同一生計の方が運転するもの ※減免対象となる等級・必要な書類など、詳細は事前に問い合わせください。
- ※すでに減免を受けられている方も毎年手続きが必要です。2月下旬に送付した案内文書をご覧ください。

申請期限 4月1日(木)~5月24日(月)

問 税務課税政係(内線141・142)

市民バスなどの「障がい者割引制度」を開始します

障がい者の自立支援や公共交通機関の利用促進を目的として、4月1日(木)より、土岐市民バス、予約あいのり タクシーのってこ、駄知どんぶりバスの「障がい者割引制度」を開始します。

障がいの区分	対象者	現金及び回数券 割引率	定期券 割引率
身体障がい1種 知的障がい1種 精神障がい1・2級	本人および 介護者1名	5割引	3割引
身体障がい2種 知的障がい2種 精神障がい3級	本人のみ	5割引	3割引



割引の適用を受けるには、降車時や回数券・定期券購入時に障害者手帳の提示が必要です。

間 産業振興課(内線321)